

第5章 関係地域の範囲

関係地域の範囲を設定するに当たって検討した、各選定項目の影響を受けると想定される範囲を表 5-1、関係地域の範囲及び該当する町丁目を図 5-1 及び表 5-2 に示す。

「第 7 章 環境影響評価項目の選定」に示す選定項目毎に影響を受けると想定される範囲を検討した。生活環境（大気質、騒音・振動）は、計画地内での工事や施設稼働による影響を受ける範囲として 200～500m 程度、動物は、間接的に影響を受ける範囲として 200m 程度（ただし蒲生干潟・七北田川方面は 400m 程度）、景観は、主に計画建築物の出現による視覚的影響の側面から 1km 程度と考えられる。このほか、面的な広がりをもつ影響圏ではないが、工事用車両及び事業関係車両の走行により影響を受ける可能性のある対象として、計画地から約 1～1.5km の距離に最寄りの住居・住宅地が存在する。自然との触れ合いの場は、視覚的影響に加え、事業関係車両の走行による影響も加味し、影響圏としては 1.5km 程度を想定した。

以上を踏まえ、関係地域としては計画地から 1.5km と設定した。

表 5-1 影響を受けると想定される範囲

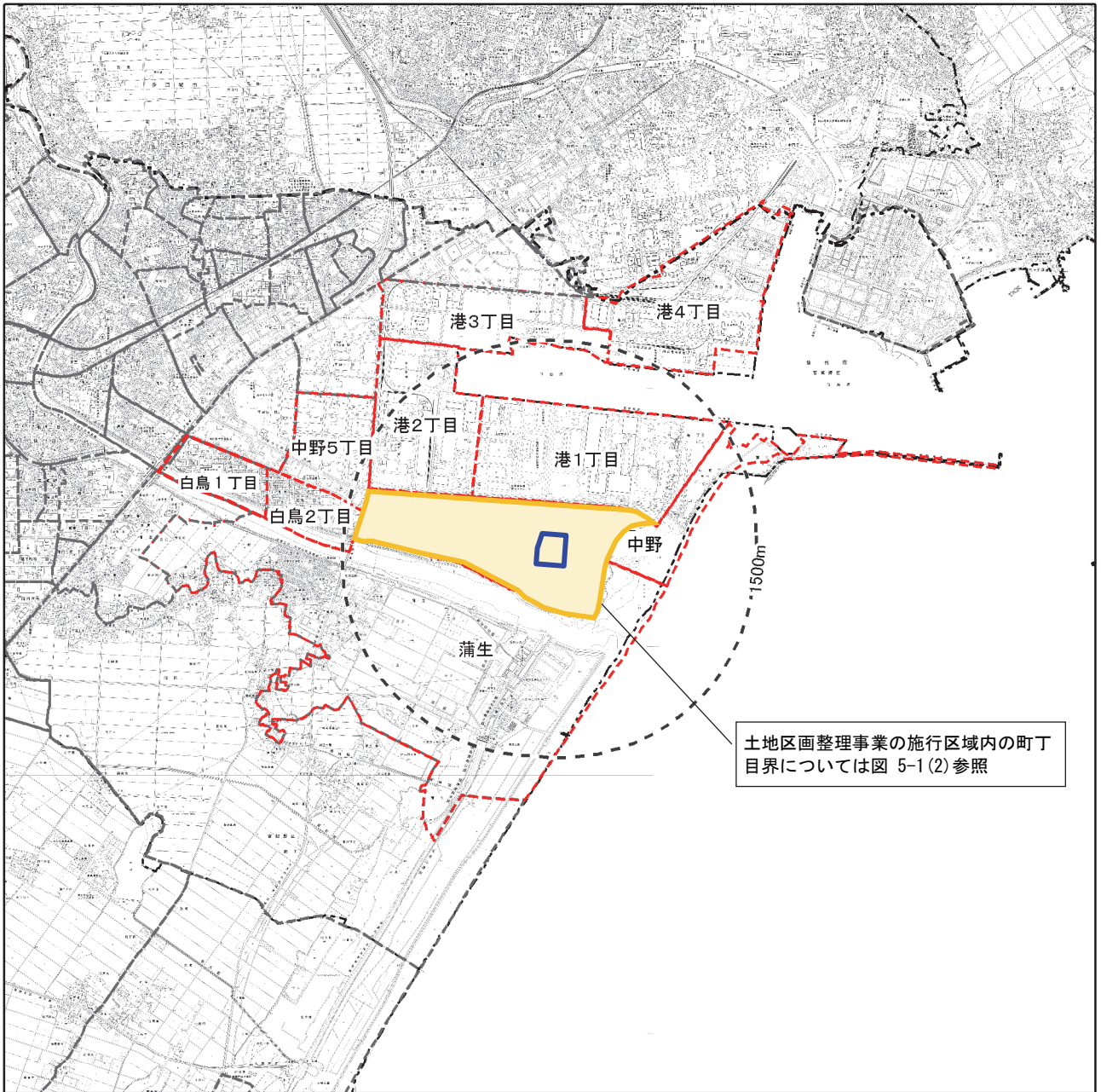
| 項目 ^{※1} | 調査・予測範囲等の考え方 | 計画地敷地境界からの距離 |
|------------------|--|---|
| 大気質 | 本事業により大気質の変化が想定される地域とし、工事中の資材等の運搬や重機の稼働、供用時の製品等の運搬による排ガスの影響最大着地濃度等を踏まえた範囲とする。 | 500m (1～1.5km ^{※2}) |
| 騒音・振動 | 本事業により騒音・振動レベルの変化が想定される地域とし、工事中の資材等の運搬や重機の稼働、供用時の製品等の運搬による騒音・振動の影響が考えられる範囲とする。 | 200m (1～1.5km ^{※2}) |
| 動物 | 計画地の東側に存在する蒲生干潟の重要性も考慮しつつ、本事業により生物の生息環境の変化等の影響が生じる可能性がある範囲とする。 | 200m 程度 (蒲生干潟等方面は 400m ^{※3}) |
| 景観 | 本事業により眺望景観の変化が想定される地域とし、建築物等の出現により、主要な眺望地点等からの眺望景観に影響が生じると考えられる範囲(建築物等の全体や大きさがよくわかる範囲)とする。 | 1km 程度 |
| 自然との触れ合いの場 | 眺望景観や音環境の変化、工事用車両や事業関係車両の走行によるアクセス性の変化等、自然との触れ合い活動に影響が生じる可能性のある範囲とする。 | 1.5km 程度 ^{※4} |
| 文化財 | 本事業により工事中及び供用時に影響を受ける可能性がある範囲とする。 | 計画地内 |
| 廃棄物等 | 本事業により工事中及び供用時に廃棄物等の発生が考えられる地域とする。 | 計画地内 |
| 温室効果ガス等 | 本事業により工事中及び供用時に温室効果ガス等の発生が考えられる地域とする。 | 計画地内 |

※1 「第 7 章 環境影響評価項目の選定」において一般項目として選定した項目である。いずれもの項目も「仙台市環境影響評価技術マニュアル」に記載される考え方を参考とした。

※2 最寄り集落・住居が、計画地の西側 0.8～1.5km の距離に分布しており、工事用車両及び事業関係車両の走行による影響を受ける可能性があるため、影響圏に含めることとした。

※3 計画地の東側約 400m にある蒲生干潟及び南側約 400m にある七北田川は、動物の生息・利用の面から影響圏に含めた。

※4 触れ合いの場については「大気質」「騒音・振動」「景観」の影響圏を踏まえ、これらに準じた値として設定した。



土地区画整理事業の施行区域内の町丁目界については図 5-1(2) 参照

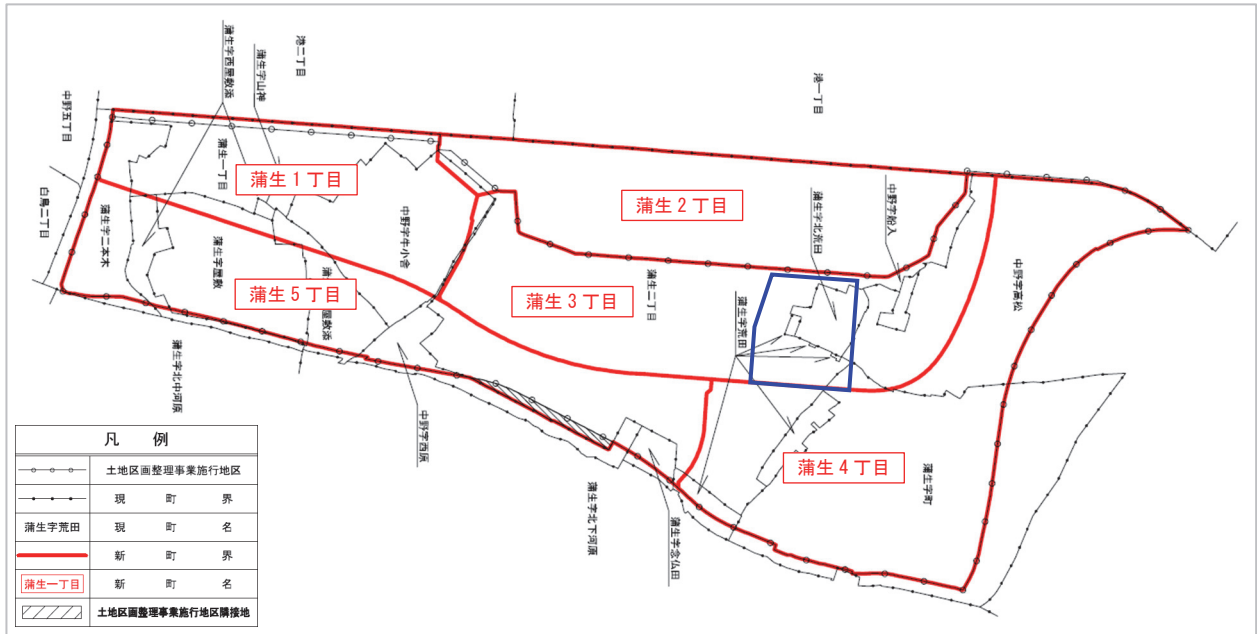
凡例

- 計画地
- 町丁目界
- 関係地域
- その他
- 仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域

※ 「中野」の範囲は、1.5kmの範囲外にも広く広がっている（最も遠いところでは東部道路の西側に飛地を有する）が、図示にあたっては「中野」を構成する複数の字（あざ）のうち関係地域内（1.5km）に一部又は全部がかかる4字（船入、高松、西原、牛小舎）を除くものは非表示とした。



図 5-1(1) 関係地域の範囲



出典：「仙台市蒲生北部地区 町名地番変更 旧新住所対照表（宮城野区）」（令和3年10月1日実施、仙台市）を加筆。

図 5-1(2) 関係地域の範囲（土地区画整理事業施行区域の拡大）

表 5-2 関係地域の住所

| No. | 住所（大字又は町丁目） | No. | 住所（大字又は町丁目） |
|-----|----------------------|-----|-------------|
| 1 | 宮城野区蒲生※ ¹ | 8 | 宮城野区中野5丁目 |
| 2 | 宮城野区蒲生1丁目 | 9 | 宮城野区港1丁目 |
| 3 | 宮城野区蒲生2丁目 | 10 | 宮城野区港2丁目 |
| 4 | 宮城野区蒲生3丁目 | 11 | 宮城野区港3丁目 |
| 5 | 宮城野区蒲生4丁目 | 12 | 宮城野区港4丁目 |
| 6 | 宮城野区蒲生5丁目 | 13 | 宮城野区白鳥2丁目 |
| 7 | 宮城野区中野※ ¹ | 14 | 宮城野区白鳥1丁目 |

※¹ 土地区画整理事業施行区域内に含まれる旧字を除く範囲である。また、「中野」については構成する字のうち1.5km範囲外の字も除いた範囲である。

(見開きの関係から空白ページ)